

エネルギー価格の変化と地球環境問題への取り組み

戦略・産業ユニット 電力・ガス・石炭グループリーダー 小笠原潤一

※本文は、月刊「エネルギー」4月号に掲載されたものを転載許可を得て掲載いたしました。

エネルギー価格の変化と地球環境問題への取り組み

日本エネルギー経済研究所 戦略・産業ユニット グループリーダー 小笠原 潤一

2008年を境にして、電気事業の事業環境は大きく変化した。エネルギー価格が大きく変動した余波、7月のG8サミット(主要国首脳会議)を契機とした地球環境問題への対応強化、9月の世界的な金融危機に端を発する大口を中心とした需要減である。本稿では、こうした変化を受けた09年の展望を行いたい。

エネルギー価格の変化と電気料金制度

まず、2008年前半は、7月に原油先物(WTI)価格が145ドル/バレルを突破するなどエネルギー価格が上昇傾向にあったが、08年9月のリーマン・ショック以降、継続的に原油先物価格は下落し、12月時点で40ドル/バレル程度になるなど、08年は大きくエネルギー価格が変化した年であった。

08年前半の急峻なエネルギー価格高騰を受け、10月に開催された第34回電気事業分科会において、燃料費調整制度の見直しを含む電気料金制度の見直しが諮問された。

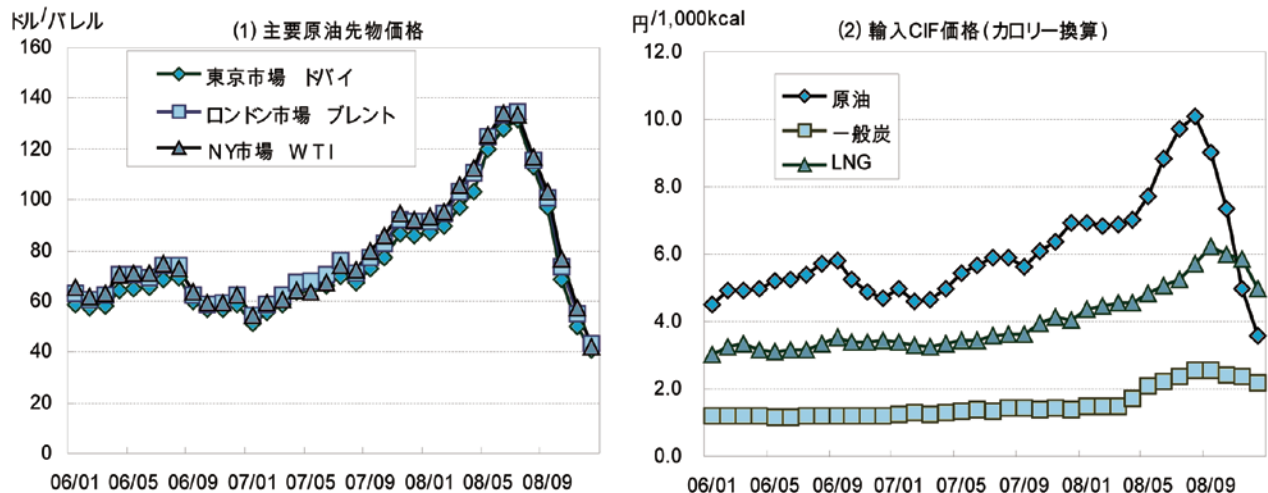
これまでの燃料費調整制度では、08年前半の急峻なエネルギー価格の高騰により短期的に電気料金

の大幅な引き上げが行われることになり、需要家への影響を最小化するための措置が検討された。同分科会の下に設置された料金制度小委員会において精力的な検討が行われ、料金反映の期間・タイミング、対象期間の見直しを含む改正案が09年1月の第35回分科会で決定し、同年5月分料金から新制度が適用されることとなった。

なお諮問では、地球環境問題への対応を含む全般的な電気料金制度の見直しが検討対象に含まれており、春をめどに検討結果が取りまとめられることになっている。しかし、電気事業をめぐる地球環境対策への要望が流動的であること、そして第35回分科会でも委員より今後設備投資の必要性もあり、電気料金の値上げに際しての認可プロセスの短期化の要望も出されていることを考えると、明確な方向性を打ち出すのは困難ではないかと考えられる。

特に後者の認可プロセスの短縮化は、原価の査定とも関係するため各種インセンティブ制度での代替や燃料費調整制度のような自動化のような仕組みを広げることなどを実施する必要があるものの、こうした仕組みの検証は慎重に行う必要があると考えられる。

図1 輸入エネルギー価格の推移



出所：(1) 主要原油先物価格は日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット、(2) 輸入CIF価格は日本貿易月報より同計量分析ユニット算定

地球環境問題への対応

2008年7月に北海道洞爺湖サミット（主要国首脳会議）が開催されたが、この前後から地球環境問題が注目を浴びるようになり、08年6月に示された福田ビジョン、そして同年7月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においても、電気事業に係る各種地球温暖化対策が打ち出されている。

「低炭素社会づくり行動計画」では、革新的技術開発分野で革新的太陽光発電、電気自動車（EV）、次世代軽水炉などの先進的原子力発電技術、燃料電池技術、超高効率ヒートポンプが対象とされており、また石炭利用でもCCS（二酸化炭素の回収・貯留）、IGCC（石炭ガス化複合発電）の開発が挙げられている。既存先進技術分野では太陽光発電導入量の大幅拡大として20年に10倍、30年に40倍という目標値が示されるとともに、原子力の着実な推進、18年度までのRPS制度の検討、20年をめどにゼロ・エミッション電源比率50%という目標も示されている。

そのほか、省エネ分野でも白熱電球の省エネランプへの切り替え、省エネ型テレビ、給湯器、エアコン、冷蔵庫の導入の加速など、電力需要に大きく影響する施策も盛り込まれている。このように電気事業分野は地球温暖化対策として挙げられた項目の多くに関係しており、中長期的な全体像が描きにくい状況にある。

これら項目のうち、09年に大きな焦点を浴びそうなものとしては、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギー発電の導入拡大が挙げられる。資源エネルギー庁「低炭素電力供給システムに関する研究会」においても、太陽光発電導入量20年10倍、30年40倍という目標値を達成するために必要な対策が検討されたが、配電システムを含むシステムの安定運用を達成するためには、蓄電池の設置などの追加的な対策が必要となり、前提条件によっては対策費用が急速に増加することが分かった。

図2 電力需要対前年同月伸び率



その一方で、09年2月に経済産業相から太陽光発電の買い取り制度の新設と同制度を「エネルギー供給構造高度化法案」の中で位置づけることが表明された。同法案は、エネルギー事業者に中長期の誘導的規制を導入することを目的としたものであるが、各種取り組みの評価項目として高く太陽光発電の導入を位置づけるということと推察される。しかし、規制に基づく買い取り価格の設定と買い取り義務化は電気事業法およびRPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）、温帯法（地球温暖化対策の推進に関する法律）温室効果ガス報告制度との整合性確保を求められることは間違いなく、導入には紆余曲折が予想される。

今後の電気事業の方向性占う2009年

これまで電気事業制度は、安定供給、環境保全および効率化の両立を目指して各種改革に取り組んできた。しかし、地球環境問題への対応策として求められているのは、2020年や30年といった期間であるが、電気事業のような設備産業からみると「短期」に対処を求められているといえる。図2に示す通り、至近は大幅に電力需要が減退しており、そうした事態が長期化した場合に急激な設備構成の変更を行うと、既存設備の有効利用を犠牲にする可能性も十分あり、安定供給または効率化を犠牲にするような選択を行うことが求められているのではないかと感じており、09年の各種検討は今後の電気事業の方向性を定める上で重要となろう。